

# 東邦大学学術リポジトリ

Toho University Academic Repository

タイトル	受身文に生起するby句と動作主の意味に関する歴史的考察
別タイトル	A Historical Note on the Agenthood of the By Phrase in Passives
作成者(著者)	大澤, 舞
公開者	東邦大学
発行日	2013.3
ISSN	03877566
掲載情報	東邦大学教養紀要. 44. p.45-54.
資料種別	紀要論文
著者版フラグ	publisher
メタデータのURL	<a href="https://mylibrary.toho-u.ac.jp/webopac/TD46460817">https://mylibrary.toho-u.ac.jp/webopac/TD46460817</a>

## 受身文に生起する by 句と動作主の意味に関する 歴史的考察\*

大 澤 舞

A Historical Note on the Agenthood of the *By*-Phrase in Passives

Mai OSAWA

### はじめに

大澤 (2008) は, *cause* 使役受身は単独では容認されないが, 適切な文脈においては容認されるようになると論じている。そして, 単独で容認されない理由は, *cause* 使役文の語彙情報からは受身文一般の認可に関わる「被影響性の制約 (Bolinger (1975))」を満たせない, つまり, 受身主語が被動者にならないためであるとしている。高見 (2009) は, この大澤 (2008) の議論に対する反例として, 単独で容認される例を挙げている。このふたつの事実に関して問題になるのが, *cause* 使役受身文に生起する *by* 句が動作主なのかどうかという点である。本稿では, 受身文に生起する *by* 句は動作主を表すという従来の「前提」に対し, *by* の意味特性に関する歴史的事実を挙げ, この「前提」を見直す余地があることを指摘する。つまり, 受身文に生起する *by* 句は動作主以外の意味役割を持つ可能性があることを指摘する。そのように考えることで, *cause* 使役受身は例え *by* 句が生起していても単独では容認されないという大澤 (2008) の主張の妥当性を示すことにつながる。

### *cause* 使役受身に生起する *by* 句

大澤 (2008), 高見 (2009)

先行研究 (Mittwoch (1990), Mair (1990) など) において, *cause* 使役文は受身化できないということが指摘されている。

- (1) a. The inflation caused prices to rise.  
b.\* Prices were caused to rise (by the inflation).

(Mittwoch (1990 : 119))

しかし, 先行研究の指摘に反して, 実際には (2) のように *cause* 使役受身が容認され用いられている例が存在する。

- (2) The Negro came to the United States of America in 1619. [...] Before the

Mayflower, [...] hundreds of Negroes [...] were caused to perish in the middle of the sea, simply because the mean and cruel task master, the white man, would walk down the aisle and stumble over Negroes chained to the ship and say, "We have too many on board. Dump them over into the sea."

(Osawa (2009 : 17))

大澤 (2008), Osawa (2009) は, cause 使役受身は, 文内の語彙情報からは当該構文の文法性が保証されないため, 単独では容認されないが, 特定の文脈においては容認されるようになると論じている. つまり, cause 使役受身は, 受身文一般の認可条件を単独では満たせないということになる. 受身文一般の容認性を保証するものとして, Bolinger (1975) が提案した「被影響性 (affectedness)」の制約がある. まずは簡単にこの制約を見てみたい. Bolinger の被影響性の制約は, 高見 (1995 : 31) が次のようにまとめている.

- (3) 受動文の主語は, 真の被動者 (true patient) であり, 動詞の表す行為によって真に影響を受けている (genuinely affected) と考えられている.

これはつまり, (4) のように換言でき, 具体的には (5) で例証される.

- (4) 受身文の主語は被動者でなければならない.  
 (5) a. George left the city.  
 b. \*The city was left by George.  
 c. The city was left by all the male inhabitants.

(Bolinger (1975 : 74))

(5b, c) の事実を被影響性の制約で説明すると, 以下のようになる. 受身文の主語 the city は, 起点・場所であり, 一般に被動者になり得る存在であると解釈されない. 例えば, (5b) では, 一市民の George が the city から去って行くだけであり, the city は影響を受ける対象ではない. そのため, (5b) は容認されない. しかし (5c) においては, by 句が「男性住民すべてが去って行った」という情報を伝えることで, 受身文が適格となっている. これは, the city が元来起点であり被動者になり得る存在ではないものの, 常識的に考えて, すべての男性住民が町を出てしまうということは非常事態であり, the city は社会的に機能しなくなるなどの影響を受ける対象となり得るからである. つまり, the city は被動者の解釈が与えられ, (5c) の受身文が容認されると説明できる.

cause 使役受身に上述の議論を適用し, 大澤 (2008) は (6) の仮説を提案している.

- (6) cause 使役受身の主語は被動者になり得る存在ではないため, 当該構文は単独では容認されない.

そして, この仮説は当該構文の統語構造から支持されると論じている. つまり, cause 使役文の補文構造が, 補文全体でひとつの構成素をなしているため, 補文主語だけが独立して動詞

の影響を受ける対象とはならない、つまり、被動者になれないため、受身化ができないと主張している。Mittwoch (1991) や藤本 (1995) によると、受身化が可能な構文の場合、動詞に続く補文主語と補文動詞句がそれぞれ動詞の目的語となっている object control 型をしている一方、受身化が不可能な場合は、補文主語と補文動詞句の連鎖がひとつの構成素をなしている small clause 型をしているという。cause 使役文の補文は不定詞の to を含むため、small clause とはいえないが、補文主語と補文動詞句が構成素をなしているということが、以下のテストからわかる。本稿では、例を概観するに留め、詳細な議論は大澤 (2008) を参照されたい。

ひとつめのテストは、補文内の態の変化が文全体の論理的意味に変化を与えるか否かというものである。Chomsky (1965) や Gee (1977) によれば、object control 型補文の場合、補文内の態を変えると文全体の意味が変わり、small clause 型補文の場合は、態を変えても論理的意味は変わらないという。

- (7) a. This caused both of us to overlook the inconsistency.  
 b. This caused the inconsistency to be overlooked by both of us.  
 (Huddleston and Pullum (2002 : 1235))

(7) において、(7a) では、補文内が能動態に、(7b) では補文内が受動態になっている。しかし、ともに文全体の解釈としては「それによって我々は矛盾点を見逃すこととなった」という意味を表し、両文の論理的意味は変わらない。よって、small clause 型補文と同じ振る舞いであることが確認できる。

ふたつめのテストは、2つの同構文を等位接続したときに、第2文の補文主語を残して補文動詞句を省略できるかどうかというものである (Iceland (1993))。object control 型の構文の場合は、第2文の補文動詞句を省略することができるが、small clause 型の構文の場合は、第2文の補文動詞句を省略すると非文となる。

- (8) ?The inflation will cause [prices to rise], but I don't think it will cause [the purchasing value of money  $\Phi$ ].

(8) では、2つの cause 使役文が等位接続されている。このとき、第2文の補文主語を残して補文動詞句を省略すると非文となる。

以上から、cause 使役文の補文構造は、(9a) のように補文全体がひとつの構成素をなしているといえる。

- (9) a. The inflation caused [prices to rise].  
 b. \*Prices were caused to rise by the inflation. (= (1b))

このことから、cause 使役文の補文主語は補文動詞句と構成素をなしているため、補文主語は独立して被動者に解釈される存在になり得ない。よって、cause 使役受身文は、主語が被動者になり得る存在ではないため容認されないといえる。言い換えると、cause 使役文において、動詞の語彙情報からは補文主語の被動者性が保証されないため、受身文にすると単独では容認

されないと説明される。

しかし、(2) で見たように、実際に容認されている場合がある。大澤 (2008), Osawa (2009) では、単独では容認されないということと、特定の文脈では容認されるようになるという両事実を同一視座から捉え、(10) のような cause 使役受身の語用論的認可条件を提案している。

- (10) A cause-causative passive requires a context where its subject can function as the topic of the sentence, and can also be regarded as a patient. (Osawa (2009 : 48))

この条件では、cause 使役受身が認可されるためには、その主語が文のトピックとして機能し、かつ被動者として解釈されるような文脈に埋め込まれている必要があるという。実際に、先行研究で容認されていないと言われている cause 使役受身を、(10) の条件が整った文脈に入れると、容認されるようになるという例を出している。

- (11) a. \*Prices were caused to rise (by the inflation). (= (1b))  
 b. The oil crisis caused a serious inflation in the 70's in Japan. Inflation led to a general increase in prices and a fall in the purchasing value of money. Needless to say, *prices were caused to rise in this country.*

(Osawa (2009 : 49))

(11b) では、cause 使役受身(斜体部)が問題なく容認されている。この文脈において、cause 使役受身の主語である prices は、先行文脈にすでに導入されている要素である。そして、当該文はその prices についてどうなったのか、主語について述べた文になっている。ここから、当該文の主語は文のトピックとして機能しているということがいえる。また、(11b) の文脈では、インフレーションが cause 使役受身の表す事態の原因となっていること、そしてインフレーションが物価の上昇を引き起こすということが述べられている。さらに、インフレーションというものが、物価がある期間において持続的に上昇する経済現象であるということは一般によく知られていることである。そのため、cause 使役受身の主語である prices はインフレーションによって影響を受ける被動者であると解釈されている。このように、(11b) では、cause 使役受身の主語がトピックとして機能し、被動者として解釈されているため cause 使役受身は容認され問題なく使用されるのである。

この例から、容認されないとされる cause 使役受身であっても、(10) の条件を満たした場合は容認されるということがいえ、また、cause 使役受身は動詞の語彙情報からは受身文主語の被動者性が保証されないため単独では容認されないが、その主語がトピックとして機能し、被動者として解釈されるような文脈においては容認されるようになるということがいえる。

しかし、高見 (2009) は (10) の認可条件は妥当ではないとし、また、本来 cause 使役受身は非文法的ではなく、「Mittwoch (1990) の主張は間違い」である (高見 (2011 : 7)) と述べている。つまり、構文の意味・統語的制約の違反はなく、単に当該構文が使用される文脈・環境が指定されているだけであるという議論をしている。そして、以下のような例を挙げている。

- (12) a. In a concert and sound installation, twenty mobile phones were suspended from a ceiling. These were caused to ring by a live performer, who dialed them up using another four phones below.  
 b. If a system found in nature is irreducibly complex, then it was caused to exist by an intelligent designer.  
 c. If the crystal is now caused to lose oxygen by heat treatment the ions escape as neutral molecules (O<sub>2</sub>) leaving two electrons per atom behind.  
 (高見 (2009 : 35))
- (13) a. Prices in Japan were caused to rise in recent months by a number of interrelated factors.  
 (高見 (2009 : 36))  
 b. Body temperature is caused to drop by medications which decrease the sedimentation rate in the blood.  
 (高見 (2009 : 36))

高見 (2009) は、受身文は一般に by 句によって示される行為者 (動作主) が、主語指示物を直接対象として働きかけ、主語指示物はその働きかけにより影響を受けることになるが、(12) と (13) の cause 使役受身の場合も同様に、by 句内の行為者が主語指示物 (被使役者) に直接働きかけて当該の被使役事象を引き起こしていると説明している。

大澤 (2008) と高見 (2009) の主張をそれぞれ簡単にまとめると、次のようにいえる。大澤 (2008) の分析では、cause 使役受身の主語は文内の語彙情報からは被動者として解釈できないため単独では容認されないが、一方、高見 (2009) の分析では、cause 使役文はその受身文主語が文内の要素によって被動者として解釈されるため単独で容認されるということになる。これを、文内の要素である by 句に注目して換言すると、大澤 (2008) では、by 句が cause 使役受身と共起したとしても、それ自体が cause 使役受身の文法性を保証するものとはならない、つまり、cause 使役受身と共起する by 句は動作主を表さず、by 句によって受身主語の被動者性が保証されているわけではないということになる。しかし、高見 (2009) の分析では、一般的な受身文同様、cause 使役受身と共起する by 句は動作主を表しているため、主語の被動者性が保証され、cause 使役受身は単独で容認されるということになる。この相容れない両事実を考えていく上で、次のような疑問が生じる。

- (14) a. cause 使役受身と共起する by 句は動作主を表しているのか否か  
 b. もし、by 句が動作主でないとしたらどのような意味役割を担っているのか

この問いに答えるため、まずは受身文に生起する by 句の意味役割は、従来どのように考えられてきたのかという点を概観してみたい。

#### 受身文に生起する by 句の意味役割

英語の受身文に生起する by 句に生じる項の意味役割に関しては、「by の項はまさに by の力によって動作主であることが認定される」(中右 (1994)) という考え方が一般的である。つまり、受身文に生じる by 句は常に動作主と解釈されるということである。この考え方を支持するひとつの例が、能動文の主語の位置では動作主として解釈できないものが、受身文の by

の項として生じたときには動作主の解釈を受けるといった場合である。

- (15) a. A moat surrounds the castle.  
b. The castle is surrounded by a moat.

(中右 (1994 : 391))

動詞 surround は状態述語であり、(15a) は A moat is around the castle. に言い換えられるように、ただ位置関係を記述しているだけである。そのため、能動文における主語は単なる物であり、動作主とはいえない。しかし、この能動文主語は (15b) の受身文では by 句として生じることができ、「動作主扱いされている」(中右 (1994 : 391)) という。このとき、城が堀に取り囲まれている、つまり、「堀があることによって城が外的から守られており、その存在価値が高まった」(中右 (1994 : 391)) という心理的ではあるが、影響関係の意味合いが加味される、つまり by 句は受身主語に影響を与える動作主として解釈されているということになる。中右 (1994 : 393) の「状態述語の受動化の場合には、もともとくもの>扱いだった項が、by によって余分に動作主の解釈を付与された」という説明からもわかるように、受身文と共に生じる by は、その項に動作主性を要求するという考え方が基本となっている。

しかし、従来、動作主とはなにかという定義が一定しないまま (Lee (1969), Jackendoff (1983, 1987, 1990), 中右 (1994), Declerck (1994)), もしくは、明確な定義がなされないまま by の項に動作主という意味役割が認められてきた。そして、by 句は動作主を表すという「前提」のもと、受身文の意味・統語的研究が行われてきている。

このような「前提」があるなか、Lee (1969, 1971) は、受身文に生起する by にはいわゆる動作主を表す by 句と、手段や理由・原因を表す by 句 (“manner by”) があると論じている。

- (16) by-clauses (i) passive  
(ii) manner-method, reason {subject, cause, enabling}

Lee (1969) は、(16) に示したように、by 句は動作主を表すものと、手段や理由 (さらに原因などに下位分類される) を表すものの2種類があるという。この区別を以下の例で簡単にみてみたい。

- (17) a. Mary was hit by John.  
b. A child was taken to school by car.

(17a) において、by 句内要素の John は有生物かつ特定の指示対象であり、典型的な動作主である。一方、(17b) における by 句は、car 自体を動作主として解釈するのは無理があり、by driving a car とパラフレーズされることからわかるように、driving a car という行為が語用論的に読み込まれる。そして、この行為は A child was taken to school という出来事を引き起こす原因 (もしくは手段) となっている。(17b) における by 句内要素の car を擬人的に動作主として解釈するよりは、手段や原因と解釈する方がより自然である。

受身文に生起する by 句は動作主を表すという従来の前提と、by 句には動作主を表すものと

手段や原因を表すものの2種類があるという Lee (1969, 1971) の指摘を踏まえて, cause 使役受身に生起する by 句の場合を考えてみると, (14) の問いに対する答えとして次の2つの可能性が挙げられる.

- (18) cause 使役受身に生起する by 句は動作主である.
- (19) cause 使役受身に生起する by 句は原因である (動作主ではない).

先に挙げた (12c) における cause 使役受身を例にみてみたい.

- (20) The crystal is now caused to lose oxygen by heat treatment.

(20) において, 高見 (2009) は, by 句内の heat treatment をいわば擬人的に捉え, 動作主として考えている. この例の文法性の説明では, by 句によって示された使役者 (heat treatment) の主語指示物 (the crystal) に対する働きかけにより, 被使役事象が引き起こされていると述べている. つまり, by 句が表す動作主により受身主語の被動者性が保証されるため容認されるようになると主張していることになる. この, by 句は動作主を表すという従来の前提に則った議論により (18) の仮説が支持される.

しかし, 直観的には, (20) の by 句は擬人的に解釈された動作主と考えるよりは, 行為を表していると考えの方が自然であると思われる. つまり, by 句内要素である heat treatment は, ある特定の動作主ではなく, その動作主をも組み込んだ「(誰かが行う) 熱処理」という出来事を表しているということが語用論的に解釈され, Lee (1969, 1971) がいうところの手段や原因を表す by 句であると考えることができる. つまり, (19) の仮説を支持する考え方である. このように考えると, 大澤 (2008) の by 句は動作主ではなく, 受身主語の被動者性を保証するものではないという主張と合致する.

どちらの仮説がより妥当なのかを検証するにあたって, by のそもそもの意味的特性を考える必要がある. そのため, 次節では, by の歴史的事実を概観する.

### 歴史的事実

受身文に生起する by 句は動作主を表すということが, これまで当たり前のよう考えられてきたため, by の歴史的な意味や振る舞いの変化を考察した先行研究はほとんど見られない. よって, 本稿では, 英語の包括的な記述をしている *Oxford English Dictionary (OED)* の記載をもとに歴史的事実みていく.

もともとは古英語 (OE) 期には場所を表していた by (OE *be, bi*) は中英語 (ME) 期には, フランス語の影響もあり, 以下のような様々な意味を表すようになった (Mustanoja (1960)).

- (21) I . position in space
- II . motion in space
- III . time
- IV . mental or ideal proximity
- V . medium, means, instrumentality, agency



## VI . circumstance, condition, manner, cause, reason

(OED<sup>2</sup> s.v. *by*)

先に (16) で見たように, Lee (1969) は現代英語の受身文に生起する *by* 句が, 動作主と原因や手段の両方を表すと指摘しているが, (21) にあるように, 歴史的にみても, *by* 句は “manner, cause, reason” と “agency” の両方を標示することがわかる. しかし, (22) から (24) に挙げた先行研究や *OED* の記述によると, 受身文と共に動作主を表す *by* 句の用法は OE 期には見られず, ME 期に入って英語がフランス語の影響を受けた頃から見られ始めるという.

- (22) a. 受動構造における動作主の確かな例は 14 世紀末から起こる. それ以前の例は疑わしい. (中尾 (1972 : 356))  
 b. 受動構造の動作主を表す *of* は OE で優勢であった *from* を 14 世紀末までに置換し, ME 末まで好まれた. しかし, 15 世紀になると特に口語では *by* が *of* を圧倒していくようになる. (中尾 (1972 : 358))
- (23) [...] ME instances where *by* indicates the agent of a passive verb occur from the end of the 14th century. [...] This use becomes increasingly common in the 15th and 16th centuries. [...] It may be assumed that the use of *by* to indicate the agent of a passive expression is promoted by the influence of French *par*.  
 (Mustanoja (1960 : 374-375))
- (24) This [*by* introduces the principal agent] , which has now become a main use of *by* is hardly found before 15th c. (OED<sup>2</sup> s.v. *by*)

実際に *OED* を見てみると, *by* が動作主を表す例は, 1400 年以降のもののみが見られる. なお, 紙幅の都合上, 本稿では現代英語のグロスをつけずに *OED* に挙げられている例のみを掲載する.

- (25) a. Assigned **be** the commissioners. (1461/J.PASTON Lett. 384 II. 3)  
 b. A law natural to be observed **by** creatures. (1593/HOOKER Eccl.Pol.iii)  
 c. A malefactor is not hanged **by** the law, but according to the law, **by** the executioner. (1785/REID Let. Wks. I. 66/1)  
 (OED<sup>2</sup> s.v. *by*)

一方, (26) に挙げるように, 手段を表す用法は 1000 年には存在しており, また原因を表す用法は (27) にあるように, *by reason that* というフレーズではあるが, 1175 年が一番古い例として挙げられている. 以下の例は確かに受身文に生起している場合に限ったものではないが, しかし, *by* が古くから手段や原因を標示していたことが分かる.

- (26) Introducing the means of instrumentality : = *by means of*  
 a. Ice **be** songe secgan sceolde. (1000/Scopes Widsið 100)  
 b. Ich wuste **bi** mine sweuene whæt sorzen me woeren zenede. (1205/LAY. 28337)

- c. He at least died either by poison or madness.(1769/GOLDSM, Roman Hist(1786))  
(*OED*<sup>2</sup> s.v. *by*)
- (27) a. Be þam þe he fader is and laford he him self cwed be þe witie.  
(1175/Cott. Hom. 235)
- b. By that they prophesied and by that they cast out devils it is plain that they  
be false prophets. (1536/TINDALE Exp. Matt. Wks. II 128)  
(*OED*<sup>2</sup> s.v. *by*)

単純に各用法の発生年を比べてみると、by 句を使った表現は、10 世紀末頃から手段や原因の意味を表しており、14 世紀以降になって使われるようになった受身文の動作主を表す用法より先に生じていたといえる。この歴史的事実と現代英語における用法の関連、そしてフランス語の影響によって、どのように動作主を表す用法が一般的になってきたのかなど考察すべき点は数多くあるが、詳細な分析は次の機会に譲り、今回は事実の指摘に留める。しかし、この事実観察により、受身文に生起する by 句は常に動作主を表すという従来の「前提」に疑問を投げかける余地があることが指摘でき、また by 句の意味的特性から、受身文に生じた場合でも、動作主以外の意味役割を持ちうる可能性が指摘できる。つまり、もともと手段や原因を表していたのであれば、受身文に生起したときにその意味を保持していてもいいのではないかということがいえる。

#### おわりに

受身文に生起する by 句は動作主を表すということが従来当たり前のこととして考えられてきた。しかし、cause 使役受身文の振る舞いにおいては、by 句が動作主を表すと考えると事実が適切に説明できない。by が示す歴史的事実をみても、動作主以外の意味役割を認めることができるのではないかといえる。本稿は事実の指摘のみで、この可能性については推測の域をでないが、受身文に生起する by 句の意味役割に関する今後の研究の基礎となる観察である。

#### 注

\*本稿の研究は平成 24 年度科学研究費補助金（研究活動スタート支援（課題番号 23820051））の助成を受けている。

#### 主要参考文献

- Bolinger, Dwight (1975) "On the Passive in English," *The First LACUS Forum*, ed. by Adam Makkai and Valerie Becker Makkai, 57-80, Hornbeam Press, Columbia, S.C.
- Chomsky, Noam (1965) *Aspects of the Theory of Syntax*, MIT Press, Cambridge, MA.
- Declerck, Renaat (1994), 安井稔 (訳) 『現代英文法総論』開拓社, 東京.
- 藤本滋之 (1995) 「使役構文」, 齋藤武生・原口庄輔・鈴木英一 (編) 『英文法への誘い』167-181, 開拓社, 東京.
- Gee, James Paul (1977) "Comments on the Paper by Akmajian," *Formal Syntax*, ed. by Peter W Culicover, Thomas Wasow, and Adrian Akmajian, 461-481, Academic Press, New York.
- Huddleston, Rodney and Geoffrey K. Pullum (2002) *The Cambridge Grammar of the English Language*, Cambridge University Press.

- Iveland, Paula (1993) "VP Small Clauses," ms., University of California, Santa Cruz.
- Jackendoff, Ray (1983) *Semantics and Cognition*, MIT Press, Cambridge, MA.
- Jackendoff, Ray (1987) *Consciousness and the Computational Mind*, MIT Press, Cambridge, MA.
- Jackendoff, Ray (1990) *Semantic Structure*, MIT Press, Cambridge, MA.
- Lee, Gregory (1969) "Subjects and Agents" *Ohio State Working Papers in Linguistics 3*, Ohio State University.
- Lee, Gregory (1971) "Notes in Defense of Case Grammar," *CLS 7*, 174-180.
- Mair, Christian (1990) *Infinitive Complement Clauses in English*, Cambridge University Press, Cambridge.
- Mittwoch, Anita (1990) "On the Distribution of Bare Infinitive Complements in English," *Journal of Linguistics 26*, 103-131.
- Mustanoja, Tauno F. (1960) *A Middle English Syntax* Part 1, Societe Neophilologique, Helsinki.
- 中尾俊夫 (1972) 『英語学大系 9 英語史Ⅱ』大修館書店, 東京.
- 中右実 (1994) 『認知意味論の原理』大修館書店, 東京.
- 大澤舞 (2008) 「cause 使役受動文の語用論的生起条件とその意味合い」『英語語法文法研究』15, 67-81.
- Osawa, Mai (2009) *A Unified Approach to Pragmatically Licensed Constructions in English*, 1-185, Doctoral dissertation, University of Tsukuba.
- 高見健一 (1995) 『機能的構文論による日英語比較—受身文, 後置文の分析』くろしお出版, 東京.
- 高見健一 (2009) 「Cause 使役文とその受身文」『英語青年』2009年3月, 33-36.
- 高見健一 (2011) 「Cause 使役文とその受身文」英語の共時的及び通時的研究会 (津田塾大学) 講演ハンドアウト.

*OED*<sup>2</sup>: *Oxford English Dictionary* 2<sup>th</sup> edition on CD-ROM Version 4.0.